

## 平成 21 年三条市議会第 4 回定例会請願文書表

受理番号	第 50 号	受理年月日	平成 21 年 6 月 18 日
件名	生活保護「母子加算」復活を求める 意見書に関する請願		
紹介議員	西川哲司君 坂井良永君		
請 願 文			
<p><b>【請 願 理 由】</b></p> <p>政府は、生活保護の母子加算を2009年4月から廃止しました。母子加算は1949年に、一人で子育てをする母親には追加的な栄養等が必要であるとのことを理由に創設されたものです。仕事が急に残業となり、近所の方から迎えに行ってもらい、子供が熱を出しても仕事を休めずベビーシッターをお願いする、3回に1回は授業参観などに参加したいと仕事を時間ぎりぎりまでしてタクシーで行くなど経済的負担とともに、父親の役割も果たしていきといった目に見えない精神的負担があります。</p> <p>1980年には「配偶者が欠けた状態にある者が児童を養育しなければならないことに対応して、通常以上の労働に伴う被服費、片親がいないことにより精神的負担を持つ児童の健全な育成を図るための費用などが余分に必要となる」(中央社会保障審議会生活保護専門分科会中間的取りまとめ)と確認されてきたものです。</p> <p>2004年度までは、母子加算は2万3,260円(1級地)から2万20円(3級地)で、18歳(に達した日以降の最初の3月31日まで)以下の子供がいる一人親世帯に支給されていました。今回の廃止理由に「平均所得の母子世帯の消費水準と比較しても高く」とありますが、母子世帯の収入は一般世帯の収入の4割に満たないものです。母子世帯の生活の安定のためには、一層の手立てこそ必要です。</p> <p>母子家庭からは、「食費を削り、ふろの回数も減らした」「いつも子供に我慢をさせるのはつらい」「あらゆるものを節約。ほとんど交際もできません」という声が上がっています。毎日新聞でも「最後のセーフネットとされる生活保護の機能が失われるのではないかとの危機感が広がっている」と報じられています。</p> <p>こうした状況のもとで、私たちは生活保護制度をより良い制度にしていくために、次の要望が実現されるよう、地方自治法第99条の規定により国の関係機関へ意見書を提出していただきたく請願するものです。</p> <p><b>【請 願 事 項】</b></p> <p>1 生活保護の「母子加算」を復活すること。</p>			

付託委員会

民生常任委員会